



第2次 亀岡市まちづくり 協働推進実施計画

平成27年3月
亀岡市

はじめに

我が国は急速な人口減少、少子高齢化の進展という社会構造の大変革期を迎え、行政のみでこれまでと同じような公的サービスを展開することが困難な状況となっており、市民協働推進の必要性がこれまで以上に重要となっています。



本市においては、平成20年3月に「亀岡市まちづくり協働推進指針」を策定し、市民協働の方向性を定めるとともに、指針の具現化を図るため、平成22年度から平成26年度までの5年間を期間とする「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」を策定し、協働を支える基盤としての市民活動の支援を中心に具体的な取り組みを進めてまいりました。

この5年間を通じ、協働を支える仕組みづくりや制度づくりが着実に進む一方で、今後20年先、30年先の亀岡市を考えるうえでは、市民活動の支援から、まちの質を高め、地域課題解決の支援へと進む段階に来ているとの課題も見えてまいりました。

こうした現状や課題を受け、市民委員による「亀岡市まちづくり協働推進委員会」を中心に検討・協議を行い、平成27年度から平成31年度までの5年間を期間とする「第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画」を策定することができました。

現在亀岡市では、「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～」に基づき、市政推進に取り組んでおり、併せて、この実施計画に沿って、市民の皆さまとの協働とともに手を取り合い、「安全・安心 笑顔と絆のしあわせ実感都市」を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

あとになりましたが、本計画の策定にあたり、長時間にわたる熱心な協議、ご検討をいただきました亀岡市まちづくり協働推進委員会委員の皆さまをはじめ、策定にあたり貴重なご意見やご提案を賜りました多くの皆さまに心からお礼申し上げます。

平成27年3月

亀岡市長 栗山 正隆

亀岡市民憲章

京都から西へ、老ノ坂を越えれば朝霧の晴れ間に亀岡盆地が広がる。豊潤な水脈は、田園や里山に多彩な実りをもたらし、舟運を支えてきた保津川は、いまでも溪流の舟下りで賑わっている。

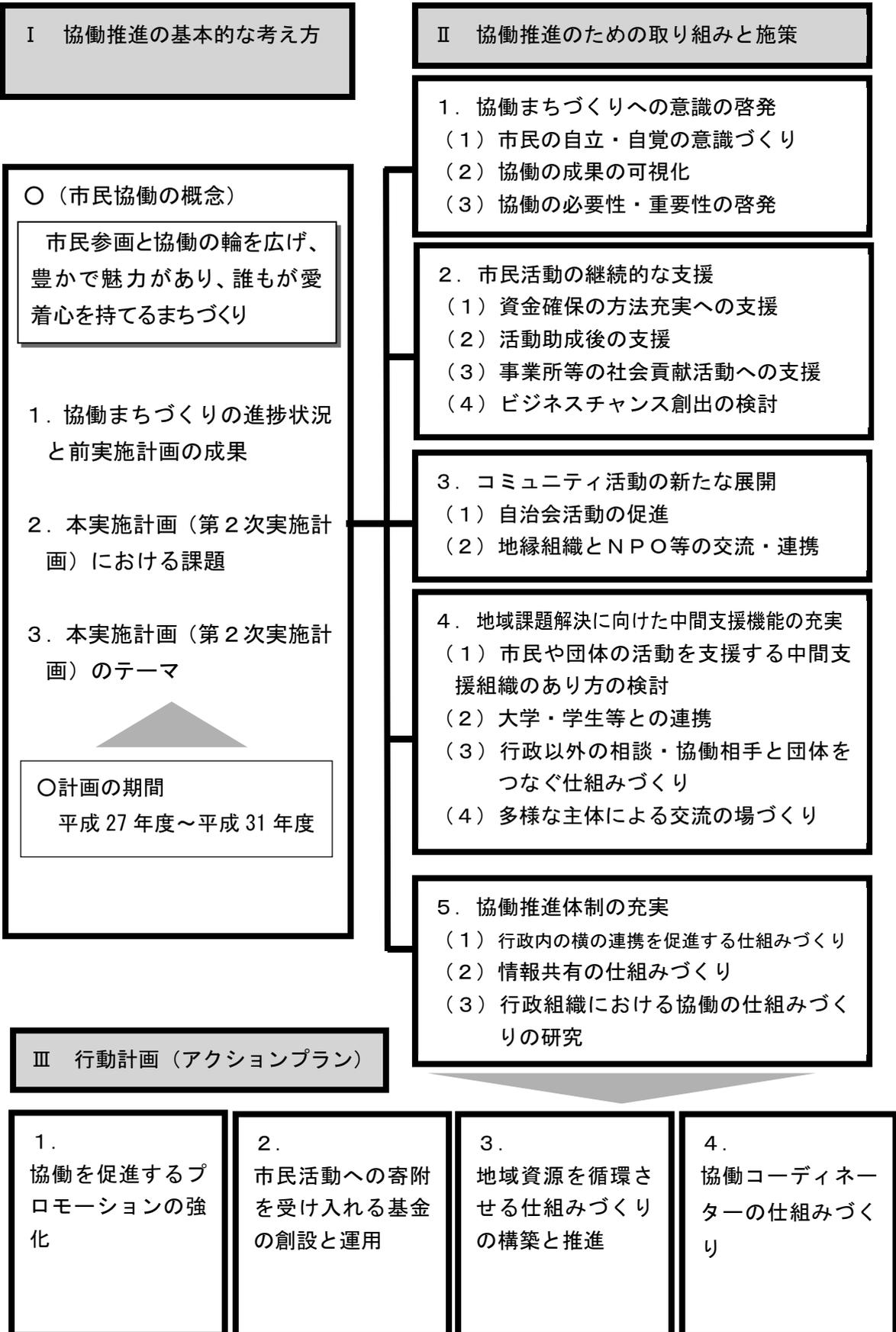
古来、人びとは自然との調和やお互いの絆、家族のぬくもりを大切にしながら暮らしてきた。そこには石門心学が生まれ、円山応挙の芸術が育まれた。城下町のたたずまいを色濃くとどめ、華麗な山鉦が巡り、地域に根ざした芸能が息づいている。

そんな亀岡に生きるわたくしたち市民は、こうした平安の営みを未来につなぐことを願って、市民憲章を掲げます。

- 一 水と緑の恵みを大切にし、豊かな環境を次代に引き継ぐまちをつくります
- 一 いのちを尊重し、共に輝き、心の通いあう家族とまちをつくります
- 一 健やかな心とからだを育て、安らぎのあるまちをつくります
- 一 互いにまなび、高めた力を活かす生涯学習のまちをつくります
- 一 歴史と伝統を生かし、先人の知恵が香る文化のまちをつくります
- 一 世界にはばたく、豊かな感性と英知を育むまちをつくります
- 一 一人ひとりが主役となって、共に生き、ともに支え、平和と人権の根づくまちをつくります

平成17年11月3日

■ 全体構成



目 次

I 協働推進の基本的な考え方

- 1 協働まちづくりの進捗状況と前実施計画の成果…………… 5
- 2 本実施計画（第2次実施計画）における課題…………… 6
 - （1）市民と行政の変化への対応
 - （2）市民のまちづくり意識と主体的活動の活発化
 - （3）市民活動支援のための協働から、まちの課題解決のための協働へ
 - （4）個々の取り組みから、より効果と価値を高め、広げる協働へ
- 3 本実施計画（第2次実施計画）のテーマ…………… 7
 - （1）課題解決の成果が得られる協働を支援する
 - （2）協働を当然のものと受け止めたまちづくりを進める

II 協働推進のための取り組みと施策

- 1 協働まちづくりへの意識の啓発…………… 8
 - （1）市民の自立・自覚の意識づくり
 - （2）協働の成果の可視化
 - （3）協働の必要性・重要性の啓発
- 2 市民活動の継続的な支援…………… 9
 - （1）資金確保の方法充実への支援
 - （2）活動助成後の支援
 - （3）事業所等の社会貢献活動への支援
 - （4）ビジネスチャンス創出の検討
- 3 コミュニティ活動の新たな展開……………10
 - （1）自治会活動の促進
 - （2）地縁組織とNPO等の交流・連携
- 4 地域課題解決に向けた中間支援機能の充実……………11
 - （1）市民や団体の活動を支援する中間支援組織のあり方の検討
 - （2）大学・学生等との連携
 - （3）行政以外の相談・協働相手と団体をつなぐ仕組みづくり
 - （4）多様な主体による交流の場づくり

5	協働推進体制の充実	12
	(1) 行政内の横の連携を促進する仕組みづくり	
	(2) 情報共有の仕組みづくり	
	(3) 行政組織における協働の仕組みづくりの研究	

III 行動計画（アクションプラン）

1	協働を促進するプロモーションの強化	14
2	市民活動への寄附を受け入れる基金の創設と運用	16
3	地域資源を循環させる仕組みづくりの構築と推進	18
4	協働コーディネーターの仕組みづくり	20

資料編

資料1	用語解説	24
資料2	協働まちづくりに関する参考事例	26
資料3	亀岡市まちづくり協働推進委員会委員名簿	30
	亀岡市まちづくり協働推進会議推進委員名簿	
	同ワーキンググループグループ員名簿	
資料4	第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画策定経過	32
資料5	亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱	33

I 協働推進の基本的な考え方

本市においては、生涯学習によるまちづくりの成果と広がりをもつ市民活動や社会経済情勢の変化を踏まえ、平成20年3月、「亀岡市まちづくり協働推進指針^(*1)」を策定し、市民と行政の協働によるまちづくりへの新たな一歩を踏み出しました。

また、この指針を実行につなげていくため、平成22年3月、「支えあい あなたと築くまちづくりプラン 亀岡市まちづくり協働推進実施計画^(*2)」を策定し、具体的な行動目標を掲げ、市民協働の推進を図ってきました。

本実施計画は、「亀岡市まちづくり協働推進指針」を基本に、「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」の成果、課題を踏まえ、更なる協働推進を図るための具体的施策を示すものです。

なお、協働の考え方について、「亀岡市まちづくり協働推進指針」は次のように述べており、この実施計画においても同様に定義します。

＜協働の考え方＞

- ・ 協働とは、市民と行政が、市民生活の満足度を高めるため、開かれたプロセスのもと、対等なパートナーシップで取り組み、互いに成長していくこと
- ・ 目指すまちづくりのビジョンは、市民参画と協働の輪を広げ、豊かで魅力があり、誰もが愛着心を持てるまちづくり

＜実施計画の期間＞

この計画の期間は、平成27年度から、平成31年度の5年間とします。

なお、社会情勢の変化および市民協働の進展等に応じて、柔軟に見直しを行うものとします。

また、本実施計画は、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～^(*3)、その他関連する計画との整合を図ります。

1 協働まちづくりの進捗状況と前実施計画の成果

「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」では、特に市民活動の基盤強化に重点を置いた取り組みを進めてきました。市民活動を支える資金確保の手段として「亀岡市支えあいまちづくり協働支援金^(*)4)」制度の創設、市民活動を支える拠点施設である「かめおか市民活動推進センター^(*)5)」の機能充実、協働を進めるための「かめおか協働ルール^(*)6)」の作成や、市職員の協働に関する意識向上を図るための「職員用協働チェックリスト^(*)7)」の作成などが成果としてあげられます。

一方、ルールや制度の整備が進むなかで、そのルールや制度に基づく協働の活動が活発に行われるまでには至っておらず、協働がまだ十分に浸透しているとはいえません。

これは、協働の主体となる市民、行政の双方において、まだ「協働」についての理解や必要性が十分に浸透していないことが大きな要因と考えられます。行政においては、「協働」という言葉が独り歩きをしており、市民の理解も協働のまちづくりが広く展開されるまでには至っていません。

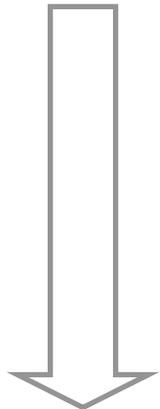
<取り組みの経過>

亀岡市まちづくり協働推進指針（平成20年3月）



（指針実現のための実行計画）

亀岡市まちづくり協働推進実施計画（平成22年3月）



【テーマ】市民活動の基盤強化

【主な取り組み】

- ・ 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金
→ 市民・市民活動と行政の協働連携事業
- ・ かめおか市民活動推進センター機能充実
- ・ かめおか協働ルール
- ・ 市民団体の活動紹介紙作成
- ・ 職員用協働チェックリスト

●協働のルールや制度は整備されてきたが、市民・職員の協働に対する理解はまだ不十分

2 本実施計画（第2次実施計画）における課題

（1）市民と行政の変化への対応

我が国は本格的な人口減少局面に入り、急激な少子高齢化の進展とも相まって、地方を取り巻く状況は厳しさを増しています。これまで公的サービスの多くを担ってきた行政も行財政改革に伴う財政・組織縮小の影響もあり、これまでと同じような公的サービスの展開は困難な状況となっています。

住民自治の中核を担ってきた自治会においても、住民の価値観の多様化、高齢化等により運営自体が困難な状況も見受けられるようになってきており、自治会活動に関心のある人材の発掘、活用やNPO^(*8)等との連携などの検討も必要となってきています。

また、こうした現実を市民や行政がお互いに受け止め、共に考えていく基礎となる情報共有のための機会も必要です。

（2）市民のまちづくり意識と主体的活動の活発化

前段の実情を踏まえると、市民が自分たちで「私たちの住むまちをどうしていくのか」を考え、主体的に取り組んでいく意識をどのように高めていくかが重要です。言い換えれば、市民が公共サービスの消費者から、参加・参画する供給者になることが大切です。

（3）市民活動支援のための協働から、まちの課題解決のための協働へ

これから20年後、30年後の亀岡市を考えるうえでは、協働の持つ意味をどう捉えるかがポイントとなります。これまでのような市民活動の振興・底上げのための協働からさらに歩みを進め、まちの質を高めるための協働という議論が必要とされています。

市民と行政の連携も、行政が担ってきた公共サービスをただ市民に返すということではなく、様々な立場の人や組織が得意なことを持ち寄り、地域が抱える課題を解決するための仕組みや基盤（プラットフォーム^(*9)）づくりを考えなければいけません。

（4）個々の取り組みから、より効果と価値を高め、広げる協働へ

課題解決のための個々の取り組みの効果には限界があります。そのため、個々の主体や取り組みが協力し合って、より大きな力を発揮するものにしていく必要があります。

ただ、個々の団体や取り組みは目の前の課題への対応に追われていることが多く、どんな連携や仕組みがより大きな効果やメリットを生み出すのかといったことやその手法については、具体的に示すことが重要です。

3 本実施計画（第2次実施計画）のテーマ

（1）課題解決の成果が得られる協働を支援する

実施に向けての課題を受けて、本実施計画では、市民活動の支援から、協働が市民生活や安全安心の質を高める段階への転換を図ることに重点的に取り組めます。

言い換えれば、NPO（非営利組織）や市民活動団体の数的拡大や活動を支援する段階から、地域課題の解決に向けて成果が見える取り組みを支援していく段階へ進む時期にきています。

（2）協働を当然のものと受け止めたまちづくりを進める

亀岡市のまちづくりを協働で行うことを前提に、行政改革・地域改革として市民の積極的参加を促す仕組みを構築する時期がきています。そのため、これまでの「団体支援」「活動支援」を前進させ、協働をまちの課題解決の手段として、一部のものではなく、全市的な取り組みに発展させます。

また、こうした取り組みを進めていくために、市民の生活実感から出てくる課題を的確に把握し、協働による取り組みが展開できるよう、地域の活発な活動の更なる活性化を図ります。



第2次計画策定に向けてのワークショップ

Ⅱ 協働推進のための取り組みと施策

1 協働まちづくりへの意識の啓発

【重点目標】

すでに協働に取り組んでいる市民や行政職員には一定、啓発が進んでいることから、本実施計画では特に「協働」や「まちづくり」に興味・関心はあるが、実際の行動には結びついていない層（先行して活動しているグループと無関心グループとの中間層）が活動への一歩を踏み出す契機となる意識啓発やきっかけづくりを目標とします。

(1) 市民の自立・自覚の意識づくり

- 市民の自立やまちづくりの主体としての意識を高め、行政とともにサービスを提供する主体としての市民活動の位置づけを明確にしていきます。

(2) 協働の成果の可視化

- 協働の成功事例等を可視化（ホームページや啓発冊子の作成・運用等）することで、市民も行政も積極的に協働を進めるきっかけをつくります。
- 活動資金を創り出す仕組みの広報を強化します。

(3) 協働の必要性・重要性の啓発

- 協働の基礎として、亀岡をもっと楽しもう、亀岡をもっと好きになろうという「ふるさと意識」を育てていきます。
- あらゆる広報媒体を活用して、協働は事業実施の場面だけに留まるものではなく、「これからのまちづくりを支える不可欠な手法である」という意識を根付かせていきます。

2 市民活動の継続的な支援

【重点目標】

協働事業に対する支援制度などの市民活動を生み出し、立ち上げを支援する仕組みは整いつつあることから、今後は市民の主体的な活動が継続し、行政の制度のみに頼ることなく発展するための新しい仕組みづくりや方策の導入を目標とします。

(1) 資金確保の方法充実への支援

- 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金などの制度について検証・見直しを行い、より効果的な支援を継続します。
- 府民レベルを意識した補助制度や寄附制度と併せ、市民レベルの寄附制度や市民ファンド^(*10)、ふるさと納税^(*11)の活用などについて検討します。
- 市民がお金を出して市民活動を支援し合うような寄附制度のあり方について検討し、基金を創設します。

(2) 活動助成後の支援

- 活動助成を行った後、団体やその活動がどのようになっているか引き続きフォローし、継続が困難な事業の場合、継続につながるような仕組みを検討します。
- 助成後の継続的な資金確保（国・府・民間制度の紹介等）や人材育成の支援、法律・経営の専門家とのマッチングなど、団体の自立的な運営を促進します。
- 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金などによる事業実施が団体の支援にとどまらず、地域課題の解決につながったかどうかを検証します。

(3) 事業所等の社会貢献活動への支援

- 地域課題の解決など確かな成果を得るため、支援・連携の対象をNPOやボランティアに限らず、支援制度の対象に中小企業の社会貢献活動の支援なども視野に入れることを検討します。

(4) ビジネスチャンス創出の検討

- コミュニティビジネス^(*12)など、見える形で地域の資源が市内の市民活動や企業で循環し、地域課題の解決につながる協働の仕組みや工夫について研究します。

3 コミュニティ活動の新たな展開

【重点目標】

地域課題の解決や次代の地域活性化のために、知恵・ノウハウ・ネットワークを持った多様な主体（市民、地域、事業者、行政等）による効果的な協働の組み合わせをつくりだすことを目標とします。

（１）自治会活動の促進

- 自治会等に関心・興味を持つ若い世代と地域の接点づくりを大学との連携等を通じて進めます。
- 自治会の活動に触れる機会が少ない若い世代に対し、自治会が地域社会に果たしている役割や必要性などの理解を促します。

（２）地縁組織^(*13)とNPO等の交流・連携

- NPOやボランティア同士の連携に比べて、NPOやボランティアと地域との連携は限られていることから、得意分野を有するNPOやボランティア、大学等を地域課題に応じて適切にマッチングする仕組みを検討し、展開します。
- 地縁組織と大学や団体との協働事例やその成功モデルについての情報共有を積極的に進め、市外の事例も含めて情報交換することで、コミュニティ活動の新たな展開を支援します。



支えあいまちづくり協働支援金交付事業

「ほづがわチャリティファンラン」

4 地域課題解決に向けた中間支援機能の充実

【重点目標】

市民活動や市民同士、市民と行政との協働は進展しており、こうした活動に取り組む市民や団体がさらに力を高め、また、その活動がまちづくりにおいて相乗効果を発揮できるよう、柔軟な発想で、各主体のニーズに応じた団体同士の仲介や専門的な指導・アドバイスのできる体制の整備を目標とします。

(1) 市民や団体の活動を支援する中間支援組織^(*14)のあり方の検討

- 市民活動の実態について把握し、団体等が行う地域課題解決の取り組みに対する支援のあり方について検討します。
- 市民（団体）同士、市民（団体）と行政、あるいは第三者（専門家）を結ぶ役割を発揮するための体制の整備を促進します。

(2) 大学・学生等との連携

- あまり形式にこだわらず、学生からのアイデアを求める気軽な話し合いの場づくりなど、大学・学生などの若者世代と市民や団体の交流機会の提供に努めます。

(3) 行政以外の相談・協働相手と団体をつなぐ仕組みづくり

- 課題や問題を「行政とつなぐ」という思考から脱却し、悩みや課題に協働で取り組める民間事業者や専門機関及びその窓口へのコーディネーター^(*15)機能の強化を図ります。
- 市民活動（団体）とそれを応援するプロ（企業や税理士・公認会計士などの専門家等）とのつながりやサポートチームづくりを支援する体制の強化を図ります。

(4) 多様な主体による交流の場づくり

- 地域の課題解決などを多様な主体が気軽に話し合い、アイデアやつながりを生み出す場づくりを促進します。
- 市民と行政が対等な立場で、ざっくばらんに意見交換ができる場づくりに努めます。

5 協働推進体制の充実

【重点目標】

計画の進捗状況や成果を市民と行政がともに見守り、検証する体制（亀岡市まちづくり協働推進委員会等^(*16)）が整ってきたことから、その一層の深化を図るとともに、行政職員に定着してきた「協働まちづくり」の意識を、「当たり前で効果的なもの」として実際の行動に結びつけていくための体制の充実を目標とします。

（１）行政内の横の連携を促進する仕組みづくり

- かめおか協働ルール、職員用協働チェックリストの活用を図ります。
- 大学やNPOと連携した協働に関する職員研修プログラムの企画・実施を図ります。

（２）情報共有の仕組みづくり

- 持っている情報のレベルや評価を同じくし、別視点による新たな展開を促進するため、市民団体や行政が有している情報を共有する仕組みづくりを進めます。
- 協働の成果を目に見える形にして、各主体で共有していきます。

（３）行政組織における協働の仕組みづくりの研究

- 事業の「協働の視点による評価」やコーディネーターの配置など、協働を促進する仕組みの導入について研究します。
- 市民活動団体と行政職員の相互派遣など、専門性活用や相互理解を深める取り組みを検討します。



協働事例共有の取り組み（協働支援金事業報告会）

Ⅲ 行動計画（アクションプラン）

第2次実施計画において、特に重点的に取り組むものを行動計画として、次のように示します。想定スケジュールは状況に応じて見直しや前倒し等を図っていきます。

行動計画1 協働を促進するプロモーションの強化

目標

- 事業所をはじめ、多様な主体の協働に対する理解の促進
- 身近な事例の紹介等による新たな主体の協働への参加・参画の促進

行動計画2 市民活動への寄附を受け入れる基金の創設と運用

目標

- 市民の活動を市民が支援する仕組みの整備
- 市民団体のマネジメント能力の向上

行動計画3 地域資源を循環させる仕組みづくりの構築と推進

目標

- コミュニティビジネスの可能性の調査
- コミュニティビジネスの創出を促進する方法の研究、推進

行動計画4 協働コーディネーターの仕組みづくり

目標

- 活動主体のマッチングの実施（実例づくり）
- 地域の課題解決に向けた地域・団体の主体的活動への支援
- 多様な活動主体に関する情報の蓄積と活用

協働を促進するプロモーションの強化

●市民、市民団体、事業所等の協働への参画を促す情報発信

市民や市民団体、事業所等に「協働」に対する理解を啓発し、主体的な参画を促すため、事業所等も取り組む身近な「協働」の事例などを積極的に発信・提供します。

（ねらい）

- 事業所をはじめ、多様な主体の協働に対する理解の促進
- 身近な事例の紹介等による新たな主体の協働への参加・参画の促進

【事業概要】

（1）協働の活動や地域貢献事例の収集

- ・他都市での分かりやすい協働の活動や地域貢献の事例収集
- ・亀岡市内の協働の活動や地域貢献の事例収集
（市外に立地する事業所や団体が亀岡市で活動する事例等含む）

（2）先進事例のとりまとめ

- ・協働の活動をしている事業所等へのインタビュー（活動の目的やきっかけ、団体や事業所としてのメリットや得られたものなどの把握、経済的なメリット、スタッフのやる気、新しい人とのネットワーク、異分野との交流による技術のイノベーション^(*17)など）

（3）先進事例の情報発信

- ・Webサイト等によるテーマや課題ごとの先進事例の情報発信
（活動に積極的な事業所や団体の紹介・啓発）

（4）協働の取組への参画の促進

- ・Webサイト等による求められている人材、ノウハウや技術の紹介
- ・協働事業の支援制度やマッチング機会と情報の提供
（中間支援組織や後述の協働コーディネーターの紹介）
- ・スタッフ等への情報提供の要請

期間中の重点目標

- 先進事例情報発信ページの開設
(行政サイトにおける掲載またはリンク)

[想定スケジュール]

平成 27 年度 協働・地域貢献事例を収集する

- 他都市における協働事例の収集
- 市内での協働事例の収集
(市外事業所や団体が亀岡市で活動するもの含む)
- Webサイト等の閲覧者にわかりやすい情報整理、発信方法(サイトデザイン等)の検討
- 掲載基準等の検討

平成 28 年度 情報発信を実行する

- Webサイト等における「協働事例」ページの開設
- Webサイト等を通じた新たな事例の収集(募集、紹介、自薦等による)

平成 29～31 年度

Webサイト等の情報を更新・充実する

- 新たな事例等の情報掲載と既存情報の更新・充実

事業所等の新たな協働への主体的な取組や参画を促進する

- 協働コーディネーターのマッチング等による参画の促進
- 事業所等を通じたスタッフ等への情報提供
- 「協働に取り組む事業所」「社会貢献に積極的な事業所」等の認証制度等の検討

行動計画（アクションプラン） 2

市民活動への寄附を受け入れる基金の創設と運用

● 市民活動に対して市民が寄附をするわかりやすい仕組みづくり

専門的なノウハウを活用した市民活動への寄附の仕組みをつくるため、「(公財) 京都地域創造基金」内への亀岡版の基金の設置を検討・調整します。

(ねらい)

- 市民の活動を市民が支援する仕組みの整備
- 市民団体のマネジメント能力の向上

【事業概要】

(1) 基金創設の方針を検討

- ・基金の仕組みについての検討
- ・専門家（(公財) 京都地域創造基金等）からの情報収集（相談、他事例の把握等）
- ・「(公財) 京都地域創造基金」内への「亀岡協働基金（仮称）」の設置検討

(2) (公財) 京都地域創造基金との調整

(3) 方針の決定

- ・基金の仕組みについての決定（円滑な寄附の仕組みなど積立金確保の方法、とりわけ運用及び活用対象事業の選定方法など）

(4) 基金の設置

(5) 基金のモデル運用

- ・一定の寄附金・運用資金がえられた段階で、モデル運用の実施

(6) 基金の広報

- ・市民等に対して基金の設置目的や仕組み、運用等を啓発

期間中の重点目標

- 「亀岡協働基金（仮称）」の設置
- モデル運用の実施

[想定スケジュール]

平成 27 年度 仕組み及び方針を研究する

- 基金の制度設計を考える検討組織の設置
（亀岡市まちづくり協働推進委員会の活用など）
- 先進事例等の収集
- 専門家（（公財）京都地域創造基金等）との協議・調整
- 「亀岡協働基金（仮称）」の制度（仕組み）の決定

平成 28 年度 基金を設置する

- 「（公財）京都地域創造基金」内に「亀岡協働基金（仮称）」の設置など
- 基金の啓発及び寄付の呼び掛け

平成 29～31 年度

基金のモデル運用を実施する

- 活動資金獲得の呼びかけ、検証
- 公的な活動費支援モデル事業の展開、検証

仕組みの改善を検討する

- モデル運用を踏まえ、検討組織において制度設計の評価、改善事項の検討

寄附金の拡大に取り組む

- 市民、団体、企業、行政等が一体となって、基金の啓発や寄附の要請
- 活用事例の蓄積（PRや団体による活用促進）
- 寄附金拡大に向けた新たな取り組みの研究、促進

地域資源を循環させる仕組みづくりの構築と推進

●団体や事業所によるコミュニティビジネスへの取り組みの促進

地域の課題解決に役立つ取り組みを行う団体や事業所の継続的な取り組みを促進するため、市内外におけるコミュニティビジネスの事例や取り組みを促進するための支援の可能性について研究します。

（ねらい）

- コミュニティビジネスの可能性の調査
- コミュニティビジネスを促進する方法の研究、推進

【事業概要】

（1）コミュニティビジネスの事例収集

- ・他都市におけるコミュニティビジネスの事例収集

（2）コミュニティビジネスの可能性・メリットの研究

- ・本市において、地域の課題解決のために取り組むことが期待されるコミュニティビジネスの分野の研究

（3）コミュニティビジネスの事例の広報

- ・コミュニティビジネスの事例やその仕組み、ポイント等の情報を提供し、団体や事業所のコミュニティビジネスへの取り組み啓発

（4）支援方法の検討、推進

- ・本市でコミュニティビジネスを振興していく上での、支援の方法や有益性についての検討と推進

期間中の重点目標

- コミュニティビジネスの可能性検討、推進
- コミュニティビジネスに関する情報発信

[想定スケジュール]

平成 27 年度 事例を収集し、本市でのコミュニティビジネスの可能性・メリットを研究する

- 市内外におけるコミュニティビジネスの事例収集
- 事例等の分析（どんな地域課題にどんな手法が使われているか）
- 本市におけるコミュニティビジネスの可能性・メリットの研究

平成 28 年度 コミュニティビジネスに関する情報を発信し、取り組みを促進する

- Webサイト等によるコミュニティビジネスの事例・提案集等の情報を発信
- 中間支援組織等によるコミュニティビジネスの講演会・勉強会等の開催

平成 29～31 年度

コミュニティビジネスの支援について研究する

- コミュニティビジネスに対する支援の方法についての研究
（支援を必要とするか、必要な場合どんな支援をすれば活動が促進されるか）
- 中間支援組織等におけるコミュニティビジネス支援体制の充実
（事例に関する情報の蓄積、関連する専門人材の確保とネットワークづくり）

市内のコミュニティビジネスへの取組を支援する

- 市内における新たな取組について、モデルとしての支援と促進

協働コーディネーターの仕組みづくり

●地域課題の解決に向けた適切な人・団体のネットワーク化を進める人材の紹介・派遣

地域の課題解決に向けた地域や団体の活動を支援するアドバイザーとして、また適切な人材・組織を相互に仲介・コーディネートできるノウハウやネットワークを有する仲介者として、協働コーディネーターを配置します。

（ねらい）

- 活動主体のマッチングの実施（実例づくり）
- 地域の課題解決に向けた地域・団体の主体的活動への支援
- 多様な活動主体に関する情報の蓄積と活用

【事業概要】

（１）協働コーディネーターの制度の検討

- ・協働コーディネーターに期待される役割等の検討
- ・制度の検討（コーディネーターを必要とする地域・団体や直面する地域課題の把握、配置する人材の身分の検討、具体的な人材の想定）

（２）協働コーディネーターの配置

- ・配置人材の確保（想定）
- ・協働コーディネーターの配置

（３）活動成果の検証

- ・成果の検証

（４）制度の再検討

- ・成果を踏まえた制度の改善の検討

（５）制度の広報

- ・協働コーディネーターの役割や仕組み、実績、活用方法等のPR

期間中の重点目標

- 協働コーディネーターの配置

[想定スケジュール]

平成 27 年度 仕組みについて研究する

- 協働コーディネーターの役割や制度設計の検討組織の設置
- 先行事例等の収集
- 協働コーディネーターの仕組み（制度）の決定（予算化）
- 配置人材の想定

平成 28 年度 協働コーディネーターを配置する

- 協働コーディネーターの配置による取り組みの開始
- 各地域や団体への訪問（相談案件へのアドバイス、課題の抽出）
- 重点的な支援案件の抽出

平成 29～31 年度

協働コーディネーターを仲介者に課題解決への取り組みを促進する

- 関連する団体、事業所、行政の部局等の参画要請
- 専門家や大学等との仲介
- 地域課題解決に向けた取り組みの推進（全体コーディネート）

協働コーディネーター制度の評価と改善・見直し

- 協働コーディネーター制度の検証
（一定の段階で、支援を行った地域、関与した団体・人材、コーディネーター（本人）等との意見交換）
- 課題の抽出と必要に応じた制度の見直し・改善
- 制度のPR（さらに広く協働コーディネーターを活用してもらう情報提供）



計画策定の様子（協働推進委員会（市民）と協働推進会議（市職員）
の合同会議の様子

資料編

- 資料1 用語解説
- 資料2 協働まちづくりに関する参考事例
- 資料3 亀岡市まちづくり協働推進委員会委員名簿
亀岡市まちづくり協働推進会議推進委員名簿
同ワーキンググループグループ員名簿
- 資料4 第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画策定経過
- 資料5 亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱

資料 1 用語解説

箇所(初出)	語句	概要
*1 (4頁)	亀岡市まちづくり協働推進指針	平成20年3月策定。市民と行政の協働によるまちづくりを進めていくための基本的な仕組み、枠組みを示したガイドライン。
*2 (4頁)	亀岡市まちづくり協働推進実施計画	平成22年3月策定。平成22年度から平成26年度までの5年間を期間とする、亀岡市まちづくり協働推進指針の考え方を具現化するための実施計画。
*3 (4頁)	第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～	平成23年1月から平成32年度までのおおむね10年間を期間とする、本市が目指す都市像や施策の基本方針などを示した計画。
*4 (5頁)	亀岡市支えあいまちづくり協働支援金	地域課題の解決に貢献する市民活動団体等の自主的な取り組みを資金面から支援する補助金制度。平成22年度から平成25年度までの4年間で延べ34件、541万9千円を支援。
*5 (5頁)	かめおか市民活動推進センター	市民活動を支援する拠点施設としてガレリアかめおかに設置。会議室提供や各種講座の開催、相談業務などを実施。京都府南丹パートナーシップセンターと併設。
*6 (5頁)	かめおか協働ルール	市民と行政が協働のまちづくりを進める際の、相互理解と相互尊重を基礎とした、お互いの役割や心構え、姿勢、考え方を記したルール。
*7 (5頁)	職員用協働チェックリスト	亀岡市職員の意識啓発を目的として、業務における協働意識を自己点検するためのチェックリスト。
*8 (6頁)	NPO	利益を主たる目的とせず、社会課題解決に取り組む組織・団体(non-profit organization)。NPO法人は、特定非営利活動促進法の規定により設立された法人格を持つ組織・団体。
*9 (6頁)	プラットフォーム	様々な組織・団体が活動するための土台や環境をつくる場所。ここでは、各主体・組織の活動や相互の連携を支援する窓口機能、あるいは連携を支援する組織・団体の集合体。
*10 (9頁)	市民ファンド	地域の住民や企業から出資を募り、集めたお金を運用する事業のこと。まちづくりや高齢者介護・福祉、学童保育など、その地域に必要なサービスを行政よりも柔軟に提供するため設立されることが多い。

箇所(初出)	語句	概要
*11 (9頁)	ふるさと納税	自分が住むところ以外の地方自治体（都道府県、市町村および特別区）に寄付することにより、住んでいる自治体の個人住民税から寄付した額の一部が税額控除される寄附制度のこと。ただし一定の制限や限度がある。
*12 (9頁)	コミュニティビジネス	地域の住民や企業が主体となって、地域が抱える課題について地域資源を生かしながらビジネスの手法により解決し、また、その活動の利益を地域に還元しようとする事業。
*13 (10頁)	地縁組織	市町村内の一定の区域に住んでいる住民の地縁に基づいて形成される各種団体のこと。いわゆる自治会、町内会、町会等もこれに含まれる。
*14 (11頁)	中間支援組織	資金、人材、情報などを提供する主体とNPOや地縁団体の仲介、団体同士の様々なネットワークの促進、NPOに対するニーズの発掘、社会的課題のPRなど、地域の課題を解決するための取り組みやそれを行う団体を育成・支援する組織
*15 (11頁)	コーディネート	課題解決のため、各主体同士の適切な連携やよりよい方法の実施に向け、とりまとめ及び調整を行うこと。
*16 (12頁)	亀岡市まちづくり協働推進委員会	協働によるまちづくりに向けての施策、実施計画、具体的な取り組みについて協議し、市長へ進言及び助言を行う、市民で構成される委員会。
*17 (14頁)	イノベーション	従来のやり方や仕組みに対して、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

資料2 協働まちづくりに関する参考事例

(1) 協働まちづくり情報発信の事例

実施主体	特定非営利活動法人 京都コミュニティ放送
取組	市民自身が制作・出演するラジオ番組を365日、放送
<p>・日本初のNPOによる放送局として特定非営利活動法人 京都コミュニティ放送が運営する「FM79.7 京都三条ラジオカフェ」において、地域の活性化やコミュニティに役立つニュース、地域防災情報など、地域に密着した様々な情報をボランティアスタッフの協力で放送。WEBページ、インターネット放送により地域外への情報発信も推進。</p> <p>・所定の放送利用料で市民自身が制作・出演するラジオ番組による情報発信が可能。</p> <p>・地域の大学との連携、インターン受入により、若い世代を育成。</p> <p>・平成20年度から京都府地域力再生プロジェクト交付金を受け、三条寺町コミュニティスタジオを整備、「こみねっとラジオ」等の地域情報番組を継続的に制作・放送。</p> <p>(例) ・学生や教授が制作する番組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者が話すトーク番組 ・NPO活動の情報発信番組 ・お店やビジネスの紹介や広告 	
	

実施主体	特定非営利活動法人 浜松 NPO ネットワークセンター（静岡県浜松市）
取組	『浜松市 NPO プロモーション 広報力 UP↑連続講座』の開催
<p>・「いい活動をしていれば、きっと伝わる」「発信するのは苦手でも、地道にやればわかってもらえる」と思い込んでいるNPO等に対し、「わかる人だけわかればいい」では、いい活動であっても広がらないことを示し、興味や関心を持つ人を増やし、参加する人・行動する人を増やすため、その道のプロフェッショナルから「社会を動かす」ための「書く」「話す」「ラジオで宣伝する」コツを学ぶ講座を開催。</p> <p><第1回・文章編></p> <p>○講師 イケダハヤト氏（有名プロブロガー）</p> <p>NPOマーケティングの専門家としてキャッチーな言葉を生み出すポイント、SNSとブログの効果を高める方法、市民活動とソーシャルメディアの活用について</p> <p><第2回・スピーチ編></p> <p>○講師 蔭山洋介氏（スピーチライター）</p> <p>限られた時間の中で効果があるプレゼンテーション、聞き手を惹きつけるトークなど、聴き手を魅了する「パブリックスピーキング」のテクニックを習得</p> <p><第3回・実践編></p> <p>○講師 鈴木秀明氏（静岡エフエム）</p> <p>メディアを利用した広報、パブリシティ、CMについて短い言葉で人に伝えるコツなど、不特定多数に広く伝えるラジオのアナウンサー技術を学ぶ</p>	

(2) (公財) 京都地域創造基金

沿革	2009年に300人以上の市民等の寄付をもとに設立した日本初の“市民立”の公益財団法人です。市民・企業、また遺産・相続財産からの寄付を京都のNPO・市民活動に届けることで、暮らしやすい豊かな地域社会づくりに取り組んでいます。
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の寄付の仕組みを生み出すことで、「市民の主体的な活動」を支え、寄付者の想いに沿った助成を行なっていきます。 ・また、財団だけでは実現できない事業や仕組みについても、金融機関やNPOの情報開示・認証の仕組み等との連携のもと積極的に研究、検討し提供していきます。

(3) 協働まちづくり基金事例

実施主体	愛知県蒲郡市
名称	がまごおり協働まちづくり基金
概要	<p>平成21年1月1日施行の蒲郡市協働のまちづくり条例に基づき設置した基金。協働のまちづくりに関する事業の推進を図ることを目的とする。平成22年2月末現在、1件50,000円の寄附を受けている。</p> <p>【基金の用途】 市民活動団体や自治会が行う公益的な活動に対する助成事業<蒲郡市市民企画公募まちづくり事業助成金>や「協働」を市民・行政にわかりやすくするための<協働モデル事業>などで活用。</p> <p>【基金の運用】 ・市からの拠出金（平成20年度300万円、平成21年度700万円）、運用利息、市民からの寄附</p> <p>【その他】 寄附を受けた場合、居住する自治体の住民税や所得税の税額から年間寄附金額の5,000円を超える部分は、一定限度まで控除することができる（ふるさと納税と取り扱いは同じ）。</p>

(4) コミュニティビジネス支援制度の事例

埼玉県越谷市	<p>【創業・経営相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業診断士や社会保険労務士、税理士などの専門家による無料の相談 <p>【補助・助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創業者オフィス家賃補助金（事業所の家賃の一部を補助） ・ 創業者等育成支援事業（低廉な料金でスペース〔創業支援室〕の貸出） ・ 越谷しらこぼと基金助成金（快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資する事業に対して助成金を交付） <p>【セミナー等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内コミュニティビジネスの先進事例などの実施者による講演
東京都八王子市	<p>【NPO経営支援アドバイザー派遣制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動から、より継続的かつ自立的な団体運営へと発展させたい、又はビジネス的な視点を取り入れコミュニティビジネスへと発展させたいという団体をサポートするため、市民活動支援センターではサイバーシルクロード八王子「ビジネスお助け隊」と連携し、様々な経営課題の解決を図るために「NPO経営支援アドバイザー」を派遣

(5) コミュニティビジネス事例

活動主体	特定非営利活動法人シニアSOHO普及サロン・三鷹（東京都三鷹市）
テーマ等	シニア・ベンチャーを目指すシニアの交流サロン
経緯など	<p>ベンチャーを目指すシニアがシニアの実践事例を知り、仲間と交流することにより自分にできることを発見するとともに、企業や地域のニーズとのマッチング活動を行うためのネット上のたまり場（横丁）を運営。中高年が企業社会で培った技術やノウハウ、キャリアをコミュニティで小さな事業として発揮し、地域の活性化に資することを期待している。</p>
主なビジネス活動内容	<p>○PC、電子メール活用相談センター</p> <p>シニアPCアドバイザーによる支援。認定を受けて有償PCアドバイザーになって初心者支援したり、相談センター業務に参加する。</p> <p>○シニア・ベンチャー交流会</p> <p>ベンチャーをめざすシニアが実践事例を知り、若い人たちとも気楽に情報交換する交流会を月に一度程度実施。事例紹介や各人が疑問に思っていることの質問や相互情報交流を行う。</p> <p>○在宅で意見交換できるインターネット会話横丁</p> <p>シニアSOHO普及サロン会員の電子メール交換の場、としてメーリングリストを設け、全員が参加。</p> <p>○事業ワーク</p> <p>仕事をしたいシニアに向く知的事業（パソコン講習講師やサポート派遣等）を会として受注し、会員は状況に応じて責任を持って参加し、一定の支払いを受ける。</p>

(6) 協働コーディネート機能の事例

設置主体	京都市
事業名称	京都市まちづくりアドバイザー制度
経緯と配置	「京都市における行政区制度のあり方について」（京都市行政区制度検討調査会／平成16年3月報告）において、市民主体のまちづくり活動を支援するためまちづくり活動に関する専門家の派遣が求められ、これに基づき区役所・支所が実施する「まちづくり事業」全般の企画・運営への助言等を行う「まちづくりアドバイザー」を一般公募、平成18年度から3名を配置、その後増員し、平成23年度からは14名体制で各区役所・支所を担当してまちづくり活動への支援を実施。
業務内容	<p>(1)地域における自主的なまちづくり活動の支援</p> <p>住民主体で取り組む地域課題の解決や地域の活性化に向け、長期的なまちづくりのプロセス全般へのサポート、ワークショップ等の企画立案、運営などを実施。</p> <p>(2)各区基本計画の推進に関するアドバイス</p> <p>区民まちづくり会議の企画・運営をはじめ、各区基本計画の推進に係るアドバイスを実施。</p> <p>(3)まちづくりに関する幅広い助言</p> <p>まちづくりに関する専門的知識や経験を生かした“アドバイザー”として情報を収集・発信し、各区役所・支所におけるまちづくり事業全般に関する助言を実施。</p>

設置主体	長野県
事業名称	協働コーディネートデスク
経緯と配置	<p>協働に関する相談を受け付けるほか、県に対し協働提案をするにあたって担当部署が分からない場合や複数部署にまたがる場合などに橋渡し役となり、情報交換や意見交換する場を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能1 協働に関するなんでも相談 ・機能2 協働のコーディネート ・機能3 協働に関する理解促進・情報発信
業務内容	<p>上記のほか、次のような取組を実施</p> <p>◇県の「協働宣言」に賛同する団体による「賛同宣言」の募集</p> <p>◇信州協働大賞</p> <p>「しあわせ信州創造プラン」を推進する基本姿勢である「県民参加と協働」及び平成25年3月に策定した「信州協働推進ビジョン」に基づき、県内の優れた協働事例を「信州協働大賞」として知事表彰。</p> <p>◇協働創出塾</p> <p>協働事業の創出過程の実体験を通じ、NPO、企業、市町村、県など協働の場に集う様々な主体の協働実践力を高めることを目的とし、ワークショップ形式により施策をとりまとめる「協働創出塾」を開催。</p>

資料3 亀岡市まちづくり協働推進委員会委員名簿

任期：平成24年8月31日～平成26年8月30日

役職	氏名	性別	選出団体等
委員	坂本 信雄	男	有識者（京都学園大学名誉教授）
委員	田中 美賀子	女	NPO法人亀岡子育てネットワーク
副委員長	田部 頼子	女	市民公募
委員	中村 功	男	市民公募
委員	並河 武志	男	（一社）亀岡青年会議所（H26.2.26～）
委員	深尾 昌峰	男	有識者（NPO法人きょうとNPOセンター常務理事）
委員	福田 幸志郎	男	市民公募
委員	藤岡 美紀子	女	亀岡商工会議所
委員	藤田 修	男	市民公募
委員	藤本 妙子	女	亀岡市自治会連合会（～H26.4.27）
委員	松井 やす子	女	（社福）亀岡市社会福祉協議会
委員	松尾 清嗣	男	市民公募
委員	三浦 正昭	男	亀岡市自治会連合会（H26.4.28～）
委員	八木 敬三	男	市民公募
委員長	山口 助治	男	かめおか市民活動推進センター運営委員会
委員	吉川 好美	女	介護相談リンクす

任期：平成26年9月30日～平成28年9月29日

役職	氏名	性別	選出団体等
委員	木戸 庸介	男	（一社）亀岡青年会議所
委員長	坂本 信雄	男	有識者（京都学園大学名誉教授）
委員	清水 宏一	男	亀岡商工会議所
委員	竹下 宏祐	男	市民公募
副委員長	田中 美賀子	女	NPO法人亀岡子育てネットワーク
委員	田部 頼子	女	市民公募
委員	土井 健太	男	京都学園大学
委員	中村 功	男	市民公募
委員	深尾 昌峰	男	有識者（NPO法人きょうとNPOセンター常務理事）
委員	松井 やす子	女	（社福）亀岡市社会福祉協議会
委員	松尾 清嗣	男	NPO法人みんなのネットワーク
委員	三浦 正昭	男	亀岡市自治会連合会
委員	森本 大輔	男	京都学園大学
委員	八木 敬三	男	市民公募
委員	吉川 好美	女	介護相談リンクす

亀岡市まちづくり協働推進会議推進委員名簿

役職	氏名	所属
委員長	俣野 光雄	生涯学習部
推進委員	竹村 功	政策推進室政策推進課
推進委員	山本 善也	企画管理部夢ビジョン推進課
推進委員	吉田 恵	生涯学習部市民協働課
推進委員	石田 尚	総務部総務課
推進委員	吉村 一志	環境市民部環境政策課
推進委員	俣野 和俊	健康福祉部地域福祉課
推進委員	野々村 淳美	産業観光部ものづくり産業課
推進委員	森 亀好	まちづくり推進部都市計画課
推進委員	西田 隆	上下水道部総務・経営課
推進委員	佐々木 健	市立病院管理部病院総務課
推進委員	河原 正浩	教育部教育総務課
推進委員	山内 偉正	議会事務局
事務局	福田 正弘	生涯学習部市民協働課
事務局	荒美 大作	生涯学習部市民協働課

亀岡市まちづくり協働推進会議ワーキンググループ会議グループ員名簿

氏名	所属
加藤 太郎	政策推進室政策推進課
森岡 浩之	企画管理部人事課
森岡 智子	生涯学習部人権啓発課
中川 秀和	総務部安全安心まちづくり課
中村 信幸	環境市民部環境政策課
亀井 鶴子	健康福祉部障害福祉課
数井 智之	産業観光部農林振興課
小西 幸一郎	まちづくり推進部都市整備課
木村 公一	上下水道部総務・経営課
吉村 由美子	市立病院管理部病院総務課
岡田 康宏	教育部社会教育課

資料4 第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画策定経過

日時	協働推進委員会（市民）	協働推進会議（職員）	その他
6月13日		第1回会議 ・策定の流れ等の説明	
6月16日	第1回委員会 ・現行計画の進捗報告 ・策定の流れ等の説明		
7月14日	第2回委員会 ・重点項目出し		
7月29日		第1回ワーキング・グループ （WG）会議 ・策定の流れ等の説明	
8月27日	第1回協働プラン策定会議（市民5名+WG） ・重点項目整理		
9月22日		第2回会議 ・計画骨子協議	
9月30日	第3回委員会 ・取組み施策協議		
10月5日			市民活動団体対象 ワークショップ「多世代共創 による亀岡の未来」
10月7日 ～11月13日			市内自治会対象アンケート調査・ヒアリング
10月16日	第2回協働プラン策定会議 ・行動計画（アクションプラン）検討		
11月13日	第4回委員会 ・計画素案協議		
11月26日 ～12月5日		計画素案庁内意見照会	
12月15日 ～1月14日			パブリックコメント
1月22日	合同会議（委員会+推進会議+WG） ・計画案協議		
2月19日	第6回委員会 ・計画案最終調整		
3月	計画策定		

資料5 亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱

平成20年5月1日

告示第95号

改正 平成21年3月31日告示第24号

平成22年8月9日告示第156号

平成24年2月1日告示第10号

平成24年8月10日告示第184号

平成25年11月15日告示第207号

(設置)

第1条 亀岡市まちづくり協働推進指針に基づき、市民と行政とのパートナーシップにより、協働によるまちづくりを推進していくため、亀岡市まちづくり協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、市長に進言及び助言を行う。

- (1) 協働のまちづくりを進めるための施策、実施計画の策定に関すること。
- (2) 協働によるまちづくりに向けた具体的、実践的な取組みに関すること。
- (3) その他委員会において必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、専門の学識経験を有する者、NPOの代表者、その他市民等のうちから市長が委嘱する。

(平25告示207・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平24告示184・一部改正)

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(審査会)

第7条 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金事業の審査及び評価を行うため、委員会に審査会を設置する。

2 審査会は、委員長が委員の意見を聴いて委員のうちから指名する審査員7人以内及び委員長が必要と認める者で構成する。

(平22告示156・追加、平24告示10・平24告示184・一部改正)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習部市民協働課において行う。

(平21告示24・一部改正、平22告示156・旧第7条線下)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が別に定める。

(平22告示156・旧第8条線下)

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成21年告示第24号)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年告示第156号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成24年告示第10号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成24年告示第184号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成25年告示第207号)

この要綱は、告示の日から実施する。

第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画

◆発行日 平成27年(2015年)3月

◆発行 亀岡市 生涯学習部 市民協働課

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話 0771-22-3131 (代表)

0771-25-5002 (直通)

<http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

メールアドレス syougai-gakusyu@city.kameoka.kyoto.jp
